

第13章

継続資料

- 13.0 通則
 - 13.0.1 記述の範囲
 - 13.0.2 記述の対象とその書誌レベル
 - 13.0.3 記述の情報源
 - 13.0.4 記述すべき書誌的事項とその記録順序
 - 13.0.5 記述の精粗
 - 13.0.6 記録の方法
- 13.1 **タイトルと責任表示に関する事項**
 - 13.1.1 本タイトル
 - 13.1.2 資料種別（任意規定）
 - 13.1.3 並列タイトル
 - 13.1.4 タイトル関連情報
 - 13.1.5 責任表示
- 13.2 **版に関する事項**
 - 13.2.1 版表示
 - 13.2.2 特定の版にのみ関係する責任表示
 - 13.2.3 付加的版表示
 - 13.2.4 付加的版にのみ関係する責任表示
- 13.3 **順序表示に関する事項**
 - 13.3.1 順序表示とするものの範囲
 - 13.3.2 記録の方法
- 13.4 **出版・頒布等に関する事項**
 - 13.4.1 出版地，頒布地等
 - 13.4.2 出版者，頒布者等
 - 13.4.3 出版年，頒布年等
 - 13.4.4 製作項目（製作地，製作者，製作年）
- 13.5 **形態に関する事項**
 - 13.5.1 特定資料種別と資料の数量
 - 13.5.2 その他の形態的細目（使用しない）
 - 13.5.3 大きさ
 - 13.5.4 付属資料
- 13.6 **シリーズに関する事項**
 - 13.6.1 本シリーズ名
 - 13.6.2 並列シリーズ名
 - 13.6.3 シリーズ名関連情報
 - 13.6.4 シリーズに関係する責任表示
 - 13.6.5 シリーズの標準番号
 - 13.6.6 シリーズ番号
 - 13.6.7 下位シリーズの書誌的事項
- 13.7 **注記に関する事項**
 - 13.7.1 注記
 - 13.7.2 記録の方法
 - 13.7.3 注記の種類
- 13.8 **標準番号，入手条件に関する事項**
 - 13.8.1 標準番号
 - 13.8.2 キイ・タイトル（任意規定）
 - 13.8.3 入手条件・定価（任意規定）
- 13.10 **所蔵・更新事項**
 - 13.10.1 所蔵事項
 - 13.10.2 更新事項

13.0 通則

この章では、継続資料、すなわち、完結を予定せずに継続して刊行される資料を対象とする。継続資料は、逐次刊行物と完結を予定しない更新資料である。逐次刊行物は、同一のタイトルのもとに、一般に巻次・年月次を追って、個々の部分（巻号）が継続して刊行される資料である。更新資料は、更新により内容に追加、変更はあっても、一つの刊行物としてのまとまりが維持されている資料であり、例えば、加除式資料、更新されるウェブサイトなどがある。

また、この章は、会議・大会のニュースレターなどのように逐次刊行物の性質をもっているが刊行期間が限定されている資料、逐次刊行物の複製物、および完結を予定する更新資料をも対象とする。

なお、この章の条項が、逐次刊行物もしくは更新資料のみにかかわり、継続資料全体に適用されるものでないときは、その適用範囲を条項内に明示する。

この章は、記録媒体などにより、第2章から第12章までとともに適用される。例えば、電子ジャーナルを記述するときは、第9章とこの章の双方を適用して記述する。

13.0.0.1（記述の原則）書誌的事項は、記述対象を他の資料から同定識別できる範囲で、必要かつ十分なだけ記録する。

ア）記述対象の内容、範囲、他の資料との書誌的關係などについて記録することもある。

イ）書誌的事項は、ISBDに基づく構成順位で、組織的に記録する。

ウ）ISBD区切り記号を、書誌的事項の区切りと識別のための手段とする。

13.0.1 記述の範囲

ある資料を他の資料から同定識別する第1の要素はタイトルである。しかし、同一タイトルの他の資料から、あるいは同一著作の他の版から、当該資料を同定識別するためには、責任表示、版次、順序表示、出版・頒布等に関する事項、形態に関する事項、シリーズに関する事項等も記録しておく必要がある。また、その資料の付属資料や内容細目なども記録することがある。

13.0.2 記述の対象とその書誌レベル

13.0.2.1（記述の対象）原則として継続資料の全体を記述の対象とする。

13.0.2.1A 継続資料においては、本タイトルや責任表示が変化することがある。本タイトルや責任表示の変化は、重要な変化と軽微な変化に区別する。重要な変化は変更ともいう。

逐次刊行物では、本タイトルあるいは責任表示に重要な変化が生じた場合、別の新しい書誌的記録を作成する。軽微な変化の場合、新たな書誌的記録は作成しない。（13.1.1.3, 13.1.5.3, 13.7.1.1, 13.7.3.1カ), 13.7.3.1Aエ), 13.7.3.2B参照）

更新資料では、本タイトルおよび責任表示にどのような変化が生じた場合も、新たな書誌的記録は作成しない。本タイトルあるいは責任表示を変化後のものに改める。（13.1.1.3, 13.1.5.3, 13.7.1.1, 13.7.3.1カ）参照）

13.0.2.1B 本タイトルあるいは責任表示の重要な変化以外で、別の継続資料とみなして別の新しい書誌的記録を作成するのは、次の場合である。

ア) 継続資料の版表示に、対象範囲や主題が変わったことを示す変化があるとき(13.2.1.3参照)

イ) 継続資料の資料種別が変わったとき

ウ) 逐次刊行物の累積版が同一タイトルで刊行されるとき

13.0.2.2 (記録の書誌レベル) 記述の対象に応じて、次に示す書誌レベルの書誌的記録を作成する。

記述の対象	記録の書誌レベル
継続資料	継続刊行レベル
構成部分	構成レベル

13.0.2.3 (継続刊行レベルの記録) 継続資料を記述の対象とするときは、継続刊行単位を記述の本体とする書誌的記録を作成する。その記録は、継続刊行単位、集合単位、構成単位の順とする。集合単位はシリーズに関する事項、構成単位は内容細目として記録する。逐次刊行物は、原則として集合レベルの記録は作成しない。

13.0.2.3 別法 集合単位のタイトルを共通タイトルとし、継続刊行単位のタイトルを従属タイトルとして記録する。(13.6.1.1 別法参照)

13.0.2.3A 2以上の集合単位もしくは構成単位があるときは、書誌階層において上位レベルのものから順次記録する。

13.0.2.3B 継続刊行レベルの記録の記載(出力)様式については、第 部の記述付則1に示す。

13.0.2.4 (構成レベルの記録) 構成部分を記述の対象とするときは、それぞれの構成単位を記述の本体とする書誌的記録を作成する。その記録は、構成単位、継続刊行単位、集合単位の順とする。

13.0.2.4A 2以上の集合単位があるときは、書誌階層において下位レベルのものから順次記録する。

13.0.2.4B 構成レベルの記録の記載(出力)様式については、第 部の記述付則1に示す。

13.0.2.5 (合冊刊行される逐次刊行物の記録) 合冊刊行される逐次刊行物については、それを構成するそれぞれの逐次刊行物を個々の継続刊行単位として、書誌的記録を作成する。

13.0.3 記述の情報源

13.0.3.0 (記述の基盤) 逐次刊行物については、記述の基盤は、初号(本タイトルあるいは責任表示の重要な変化により新しい書誌的記録を作成した場合は、変化後の最初の号)とする。初号の情報が不明のときは、入手できた最初の号を記述の基盤とし、その号の巻次を注記する。(13.7.3.0 ア) 参照)

更新資料については、記述の基盤は、出版開始年を除き、最新号とする。

13.0.3.1 (記述の情報源) 記述は、そのよりどころとすべき情報源に表示されている事項を、

転記の原則（1.0.6.1 参照）により，そのまま記録する。記述のよりどころとする情報源は，次の優先順位とする。

ア) 印刷形態の継続資料

(1) 表紙または標題紙のある逐次刊行物

表紙，標題紙，背，奥付

当該資料の他の部分

当該資料以外の情報源

(2) 表紙または標題紙のある更新資料

標題紙（標題紙裏を含む），奥付，背，表紙

当該資料の他の部分

当該資料以外の情報源

(3) 表紙および標題紙のないもの

題字欄等

当該資料の他の部分

当該資料以外の情報源

イ) 印刷形態以外の継続資料 関連する各章において規定するところによる。

13.0.3.1A 複製物はその原資料ではなく，複製物自体を情報源とする。原資料の書誌的事項が複製物のものと異なる場合，これを注記する。ただし，順序表示に関する事項については原資料の情報を記録する。（13.1.0.3，13.3.0.3，13.4.0.3，13.5.0.3，13.7.1.1B，13.7.3.2C，13.8.0.3 参照）

13.0.3.1A 別法 複製物はその原資料を情報源とする。複製物の書誌的事項が原資料のものと異なる場合，これを注記する。（13.1.0.3 別法，13.3.0.3，13.7.1.1B 別法，13.7.3.1 ク），13.7.3.1A オ），13.7.3.8A，13.8.0.3 別法参照）ただし，版に関する事項，出版・頒布等に関する事項，形態に関する事項については複製物自体の情報を記録する。これらの事項について，原資料の書誌的事項が複製物のものと異なるときは，これを注記する。（13.4.0.3，13.5.0.3，13.7.1.1B 別法，13.7.3.2C 参照）

13.0.3.2（各書誌的事項の情報源）印刷形態の継続資料については，各書誌的事項の情報源は，次のとおりとする。

ア) タイトルと責任表示

表紙または標題紙のある逐次刊行物：表紙，標題紙，背，奥付

表紙または標題紙のある更新資料：標題紙（標題紙裏を含む），奥付，背，表紙

表紙および標題紙のないもの：題字欄

イ) 版……ア) に同じ

ウ) 順序表示……その継続資料から

エ) 出版・頒布等……ア) に同じ

オ) 形態……その継続資料から

カ) シリーズ……ア) に同じ

キ) 注記……どこからでもよい

ク) 標準番号, 入手条件・定価……どこからでもよい

印刷形態以外の継続資料については, 各書誌的事項の情報源は, 関連する各章において規定するところによる。

13.0.3.2A 記述対象によるべき情報源がない場合, 参考資料をはじめとして, 可能な限りの情報源を調査して, 必要な書誌的事項に関する情報を入手し, これを記録する。

13.0.3.2B 所定の情報源以外から得た書誌的事項は, 補記の事実を示すため角がっこに入れて記録する。情報の出典について注記することができる。

13.0.4 記述すべき書誌的事項とその記録順序

記述すべき書誌的事項とその記録順序は, 次のとおりとする。

ア) タイトルと責任表示に関する事項

- (1) 本タイトル
- (2) 資料種別(任意規定による事項)
- (3) 並列タイトル
- (4) タイトル関連情報
- (5) 責任表示

イ) 版に関する事項

- (1) 版表示
- (2) 特定の版にのみ関係する責任表示
- (3) 付加的版表示
- (4) 付加的版にのみ関する責任表示

ウ) 順序表示に関する事項

- (1) 順序表示

エ) 出版・頒布等に関する事項

- (1) 出版地, 頒布地等
- (2) 出版者, 頒布者等
- (3) 出版年, 頒布年等
- (4) 製作項目(製作地, 製作者, 製作年)

オ) 形態に関する事項

- (1) 特定資料種別と資料の数量
- (2) その他の形態的細目(使用しない)
- (3) 大きさ
- (4) 付属資料

カ) シリーズに関する事項

- (1) 本シリーズ名

- (2) 並列シリーズ名
- (3) シリーズ名関連情報
- (4) シリーズに関する責任表示
- (5) シリーズの標準番号
- (6) シリーズ番号
- (7) 下位シリーズの書誌的事項

キ) 注記に関する事項

ク) 標準番号, 入手条件に関する事項

- (1) 標準番号
- (2) キー・タイトル(任意規定による事項)
- (3) 入手条件・定価(任意規定による事項)

13.0.4.1 (2言語以上の同一書誌的事項) 同一書誌的事項が2言語(文字)以上で表示されている場合, 並列タイトルと並列シリーズ名およびそれらのタイトル関連情報に限って2言語以上で記録し, それ以外の書誌的事項は本タイトルまたは本文の言語と一致するもののみを採る。

13.0.5 記述の精粗

この規則では, 国際的な書誌記述の基準である ISBD で定めている書誌的事項を記録することを原則とする。しかし, それぞれの図書館等における適用では, その規模や方針に応じて, 記録すべき書誌的事項の取捨選択を行うことができる。

以下に, 記述の精粗について, 必須, 標準, 詳細の別による3水準を示す。

ア) 第1水準 必須の書誌的事項

本タイトル / 最初の責任表示 . 順序表示 . 出版者または頒布者等 . (本シリーズ名) . 標準番号

イ) 第2水準 標準の書誌的事項

本タイトル [資料種別] : タイトル関連情報 / 責任表示 . 版表示 . 順序表示 . 出版地または頒布地等 : 出版者または頒布者等 , 出版年または頒布年等 . 特定資料種別と資料の数量 ; 大きさ + 付属資料 . (本シリーズ名 , シリーズの標準番号 ; シリーズ番号 . 下位シリーズの書誌的事項) . 注記 . 標準番号

ウ) 第3水準 本規則において規定するすべての書誌的事項

13.0.6 記録の方法

13.0.6.1 (転記の原則) 資料を記述するとき, 次の書誌的事項は, 原則として記述対象に表示されているままに記録する。

- ア) タイトルと責任表示に関する事項
- イ) 版に関する事項
- ウ) 順序表示に関する事項

エ) 出版・頒布等に関する事項

オ) シリーズに関する事項

13.0.6.1A ローマ字、キリル文字などを用いる洋資料を記述する場合、タイトルと責任表示に関する事項以外は、所定の略語（付録2参照）を使用する。また、次に示す略語は、言語にかかわらず、ローマ字を用いる言語による記述すべてに使用する。ローマ字以外の言語では、これらに相当する略語を用いる。

et al. = ほか

s.l. = 出版地不明

s.n. = 出版者不明

13.0.6.2（目録用の言語・文字）形態に関する事項や注記に関する事項においては、特に記述対象から転記する必要がある事項以外、原則として日本語によって記録する。（0.6.1参照）

13.0.6.2 別法 洋資料を記述する場合、形態に関する事項や注記に関する事項などにおいては、目録用の言語として英語を用いる。

13.0.6.3（文字の転記）漢字は、原則として所定の情報源に使用されている字体で記録する。楷書以外の書体は楷書体に改める。かなはそのまま記録するが、変体がなは平がなに改める。ローマ字、キリル文字等外国の文字も、原則としてそのまま記録するが、大文字の使用法および ISBD 区切り記号以外の句読点の使用法は、当該言語の慣習に従う。また、文字の大小の表示は再現せず、全部同一の大きさの文字で記録する。

13.0.6.3 別法1 常用漢字表に収録されている漢字は、常用漢字表にある字体を使用する。

13.0.6.3 別法2 洋資料を記述する場合、ローマ字しか再現できない印刷方法、文字コード表などを用いるときは、ローマ字以外の文字をローマ字化する。

13.0.6.4（数字の記録）タイトルと責任表示に関する事項においては、数字はそのままの形で転記する。その他の書誌的事項においては、数量や順序などを示す数字はアラビア数字とする。ただし識別のために二様以上の数字を用いる必要があるときは、そのままの形で記録する。

13.0.6.5（再現不能の記号等の記録）記号等は原則としてそのまま記録する。採用する印刷方法や文字コード表などによって、表示のとおり転記することが不可能な記号等は、説明的な語句におきかえ角がっこに入れる。さらに注記することができる。（2.0.6.5の例参照）

13.0.6.6（誤記、誤植）書誌的事項の明らかな誤りは正しい形に訂正し、訂正したことが明らかになるような方法で記録する。もとの形は注記することができる。脱字は補記するが、この場合、角がっこ（一対）の前後にスペースを置かない。

13.0.6.7（ISBD区切り記号法）

13.0.6.7A 各書誌的事項を同定識別するために、ISBD区切り記号を用いる。区切り記号によって、明確にそれぞれの書誌的事項を指示することにより、別言語の場合を含め、書

誌情報の理解を容易にすることができる。ISBD区切り記号の使用は、書誌情報の交換の場において有効である。(ISBD区切り記号以外の句読法と、ISBD区切り記号であっても一般的でないもの、および条文・例示におけるスペースの指示記号については、付録1を参照)

13.0.6.7B

- (1) 次に示す区切り記号を書誌的事項の前に用いる。区切り記号の前後はスペース(この規則では 示す)とするが、コンマ(,)、ピリオド(.)は区切り記号(丸がっこ、角がっこなど)に続くスペースを置かず、後ろにのみスペースを置く。丸がっこ(()),角がっこ([])は一对で一つの区切り記号となるので、丸がっこ(一对)または角がっこ(一对)の前後にスペースを置く。ただし、丸がっこまたは角がっこの前後のスペースが隣接する他の区切り記号のスペースと重なるときは、スペースを一つとする。
- (2) 略語で終わる場合、区切り記号としてのピリオド(.)と重なるときは、略語を示すピリオドを省く。
- (3) 同一の書誌的事項が2以上重複する場合、各事項ごとに所定の区切り記号を前に置く。

ア)ピリオド、スペース、ダッシュ、スペース(.):次にあげる事項の前に置く。
改行した場合、その前に区切り記号を置かない。

- (1) 版に関する事項
- (2) 資料(または刊行方式)の特性に関する事項
- (3) 出版・頒布等に関する事項
- (4) 形態に関する事項
- (5) シリーズに関する事項
- (6) 注記に関する事項
- (7) 標準番号、入手条件に関する事項

(同一の事項が2組以上あるとき、それぞれの組の間にも同一区切り記号を繰り返し使用する)

イ)ピリオド、スペース(.):次にあげる事項の前に置く。

- (1) 共通タイトルのあとに記録する従属タイトル
- (2) 総合タイトルがない場合の、責任表示の異なる2番目以降の個々のタイトル
- (3) 下位シリーズ名

ウ)コンマ、スペース(,):次にあげる事項の前に置く。

- (1) 付加的版表示
- (2) 出版年、頒布年等、製作年
- (3) シリーズの標準番号

エ)スペース、コロン、スペース(:):次にあげる事項の前に置く。

- (1) タイトル関連情報（個々の情報ごとに）
 - (2) 出版者，頒布者等，製作者
 - (3) その他の形態的細目
 - (4) シリーズ名関連情報
 - (5) 下位シリーズ名関連情報
 - (6) 入手条件・定価
- オ) コロン，スペース（： ）: 次にあげる事項の前に置く。
- (1) 注記の導入語句と注記本体
 - (2) 多段階記述様式等における巻次等とタイトル（1.10.1.2をも参照）
- カ) スペース，セミコロン，スペース（； ）: 次にあげる事項の前に置く。
- (1) 2番目以降の，次の事項に係る責任表示
 - 本タイトル
 - 版表示
 - 付加的版表示
 - 本シリーズ名
 - 下位シリーズ名
 - (2) 同一責任表示の2以上の連続しているタイトルの2番目以降の各タイトル
 - (3) 2番目以降の各出版地，頒布地等
 - (4) 大きさ
 - (5) シリーズ番号，下位シリーズ番号
- キ) スペース，斜線，スペース（ / ）: 次にあげる事項に係る最初の責任表示の前に置く。
- (1) 本タイトル
 - (2) 版表示
 - (3) 付加的版表示
 - (4) 本シリーズ名
 - (5) 下位シリーズ名
- ク) スペース，等号，スペース（ = ）: 次にあげる事項の前に置く。
- (1) 並列タイトル，並列シリーズ名等の並列情報
 - (2) キー・タイトル
 - (3) 逐次刊行物に2以上の順序表示がある場合の別方式の順序表示
- ケ) スペース，プラス記号，スペース（ + ）: 付属資料の前に置く。
- コ) スペース，角がっこ（一対），スペース（ [] ）: 次にあげる事項のほか，情報を補記する場合に用いる。（付録1をも参照）
- (1) 資料種別
 - (2) 出版者，頒布者等に補記する役割表示

サ)スペース,丸がっこ(一対),スペース(()):次にあげる事項のほか,情報を付記する場合に用いる。(付録1をも参照)

- (1) 製作項目(製作地,製作者,製作年)
- (2) 付属資料の形態的細目
- (3) シリーズに関する事項
- (4) 標準番号または入手条件に関する説明語句

13.0.6.7B 別法 和資料(漢籍等を含む)の書誌記述において,ISBD区切り記号を省略する。

13.0.6.8 (記入における記述の記載位置)冊子目録,MARCレコードから出力した場合のマイクロ形態の目録,オンライン端末の画面の表示様式などでは,記入における記述の記載位置を,利用目的に応じて個別に定めることができる。目録用標準カード(75×125mm)を用いた場合,記述の記載位置は付録5の例による。

13.1 タイトルと責任表示に関する事項

13.1.0 通則

13.1.0.0 (記述の意義)タイトルの存在は,書誌的記録成立の必須要件である。タイトルは,記述対象を構成する著作の知的・芸術的内容等に関する責任表示などとともに,記述の冒頭に記録する。(タイトルの表示がないときは13.1.1.2Bを参照)

13.1.0.1 (書誌的事項)記録すべき書誌的事項と,その記録順序は次のとおりとする。

- ア)本タイトル
- イ)資料種別(任意規定による事項)
- ウ)並列タイトル
- エ)タイトル関連情報
- オ)責任表示

13.1.0.2 (区切り記号法)

- ア)資料種別は,角がっこに入れる。角がっこ(一対)の前後にスペース([])を置く。(13.0.6.7B(1)参照)
- イ)各並列タイトルの前には,スペース,等号,スペース(=)を置く。
- ウ)従属タイトルの前には,ピリオド,スペース(.)を置く。
- エ)総合タイトルがない場合の,責任表示の異なる2番目以降の個々のタイトルの前にはピリオド,スペース(.)を置く。
- オ)総合タイトルがない場合の,責任表示が同一な2番目以降の個々のタイトルの前には,それぞれスペース,セミコロン,スペース(;)を置く。
- カ)タイトル関連情報の前には,各情報ごとに,スペース,コロン,スペース(:)を置く。
- キ)最初の責任表示の前には,スペース,斜線,スペース(/)を置く。
- ク)2番目以降の各責任表示の前には,スペース,セミコロン,スペース(;)を置く。

く。

本タイトル [資料種別] = 並列タイトル / 責任表示 ; 第2の責任表示

共通タイトル . 従属タイトル [資料種別] / 責任表示

最初のタイトル [資料種別] / 責任表示 . 2番目のタイトル / 責任表示

最初のタイトル [資料種別] ; 2番目のタイトル / 責任表示

本タイトル [資料種別] : タイトル関連情報 : 2番目のタイトル関連情報 / 責任表示

13.1.0.3 (複製物) 複製物の場合、原資料ではなく複製物自体のタイトルと責任表示に関する事項を記録する。原資料のタイトルと責任表示に関する事項が複製物のものと異なるときは、これを注記する。(13.0.3.1A, 13.7.1.1B, 13.7.3.2C 参照)

13.1.0.3 別法 複製物の場合、原資料のタイトルと責任表示に関する事項を記録する。複製物のタイトルと責任表示に関する事項が原資料のものとは異なるときは、これを注記する。(13.0.3.1A 別法, 13.7.1.1B 別法, 13.7.3.1 ク), 13.7.3.1A オ) 参照)

13.1.1 本タイトル

13.1.1.1 (本タイトルとするものの範囲) 記述対象とする継続資料全体を通じて共通する固有の名称が本タイトルである。本タイトルとするもののなかには次に示すようなものもある。

ア) 総称的な語のみのもの

研究報告

紀要

Journal

イ) 数字や略語のみのもの

705

A. E. U.

NII

ウ) 団体名または個人名のみのも

高知市民図書館

エ) 識別上必要な数や文字と不可分なもの

CD ランキングベスト 10

37 design & environment projects

オ) 別個に刊行された部または編などのタイトルで、本体をなす共通タイトルと部編名などの従属タイトルからなるもの

ゴルフ場全国コースガイド . 西日本編

カ) 本文と同一言語でないタイトル(本文の言語を注記する)(13.7.3.0 エ) 参照)

Super PC engine fan deluxe

(注記「本文は日本語」)

キ) 刊行頻度をふくむもの

月刊アドバタイジング

季刊人類学

Monthly external trade bulletin

13.1.1.1A 継続資料が部または編に分かれて刊行されている場合、部編名が同一のタイトルのもとに表示されているときは、同一のタイトルを共通タイトル、部編名を従属タイトルとして、本タイトルを記録する。

鹿児島県立短期大学紀要． 自然科学篇

鹿児島県立短期大学紀要． 人文・社会科学篇

農業技術研究所報告． A, 物理統計

農業技術研究所報告． B, 土壌・肥料

大分大学学芸学部研究紀要． 人文・社会科学． A集

大分大学学芸学部研究紀要． 人文・社会科学． B集

Historical abstracts． Part A, Modern history abstracts 1775-1914

Historical abstracts． Part B, Twentieth century abstracts 1914-1970

13.1.1.1B 継続資料が部または編に分かれて刊行されている場合、部編名が同一のタイトルのもとに表示されず、独自のタイトルとしての形態をなしているときは、部編名を本タイトルとし、同一のタイトルをシリーズ名として記録する。

社会科学ジャーナル

(シリーズ名「国際基督教大学学報 ; B」)

アジア文化研究

(シリーズ名「国際基督教大学学報 ; -A」)

Family observer

(シリーズ名「Employment & social affairs」)

Free movement and social security

(シリーズ名「Employment & social affairs」)

13.1.1.1C 同一情報源に異なるタイトルの表示がある場合、より顕著に表示されているものを、顕著に表示されていないときは最初に表示されているものを、本タイトルとして記録し、他のものは注記する。(13.7.3.1イ)参照)

愛知図書館産業資料情報

(注記「別のタイトル： 愛知県文化会館愛知図書館産業資料情報」)

New materials/Japan

(注記「別のタイトル： New mater./Jpn」)

13.1.1.1C 別法 同一情報源に日本語と外国語のタイトルの表示があり、本文が日本語の場合、日本語のものを本タイトルとして記録し、外国語のタイトルは注記する。(13.7.3.1

エ) 参照)

日本腎臓学会誌

(注記「英語のタイトル: The Japanese journal of nephrology」)

13.1.1.1D 印刷形態の継続資料では、表紙または標題紙がある逐次刊行物の場合、表紙、標題紙、背、奥付に表示されている各タイトルが異なるときは、表紙、標題紙、背、奥付の優先順位に従って選定した本タイトルを記録し、他のタイトルは注記する。

表紙または標題紙がある更新資料の場合、標題紙、奥付、背、表紙に表示されている各タイトルが異なるときは、共通するタイトルがあればそのタイトルを、なければ標題紙、奥付、背、表紙の優先順位に従って選定した本タイトルを記録し、他のタイトルは注記する。(13.7.3.1ウ)参照)

印刷形態以外の継続資料で、記述のよりどころとする情報源が2以上ある場合、それらに表示されているタイトルが相違しているときは、これらのタイトル中に同一のものがあればそれを本タイトルとし、全部相違していれば、関連する各章において指示されている優先順位に従って本タイトルを選定し、他のタイトルは注記する。(13.7.3.1ウ)参照)

13.1.1.2 (記録の方法) 原則として、記述対象の所定の情報源に表示されているままに記録する。本タイトルの一部分が2行書き、または小さな文字で表示されていても、1行書きとし、全部同じ大きさの文字で記録する。

13.1.1.2A 本タイトルが共通タイトルと従属タイトルからなる場合、共通タイトルの後に続けて従属タイトルを記録する。

鹿児島県立短期大学紀要． 自然科学篇
農業技術研究所報告． A， 物理統計

13.1.1.2B 資料中のどこにもタイトルの表示がないときは、適切な情報源による本タイトルか、目録担当者が決定した簡潔で説明的な本タイトルを補記する。(13.1.0.0参照)

13.1.1.3 (変化) 逐次刊行物では、本タイトルに重要な変化が生じた場合、別の新しい書誌的記録を作成する。変化前後のタイトルに対応する書誌的記録の双方に本タイトルの変化について注記する。軽微な変化の場合、新たな書誌的記録は作成しない。変化後のタイトルを注記することができる。(13.0.2.1A, 13.1.5.3, 13.7.1.1A, 13.7.3.1カ), 13.7.3.1Aエ), 13.7.3.2B参照)

東京大学アメリカ研究資料センター年報 (最初の変化前に対応する記録)

東京大学アメリカン・スタディーズ (最初と2回目の変化の間に対応する記録)

アメリカ太平洋研究 (2回目の変化後に新たに作成した記録)

更新資料では、本タイトルにどのような変化が生じた場合も、新たな書誌的記録は作成しない。従来記録していた本タイトルを変化後のタイトルに改める。変化前のタイトルを注記することができる。(13.0.2.1A, 13.7.1.1A, 13.7.3.1カ)参照)

13.1.1.3A 逐次刊行物の本タイトルの変化において、次の場合を重要な変化とみなす。た

だし、13.1.1.3B に示す場合にも該当するときは軽微な変化とみなして、この条項を適用しない。

ア) 本タイトルが日本語の場合、主要な語を他の語に変えたり、追加または削除したとき

イ) 本タイトルが日本語の場合、語順に変化が生じたとき

ウ) 本タイトルが欧文の場合、冠詞を除いて先頭から5番目までの語を、他の語に変えたり、追加または削除したり、その範囲で語順が変わったとき

エ) 本タイトルが欧文の場合、冠詞を除いて先頭から6番目以降の語に変化、追加、削除があり、その結果、本タイトルの意味が変わったり、異なる主題を示すものとなったとき

オ) イニシアルまたは頭字語が変わったとき

カ) 言語が変わったとき

キ) 本タイトルに含まれる団体名が変わったとき

13.1.1.3A 別法 逐次刊行物の変化についての判断を簡明にするために、句読法等以外の変化は、すべて重要な変化とみなす。

東亜之光 東亜の光

塩化ビニールとポリマー 塩ビとポリマー

13.1.1.3B 逐次刊行物の本タイトルの変化において、次の場合を軽微な変化とみなす。判断に迷う場合は、軽微な変化とする。

ア) 本タイトルが日本語の場合、助詞、接続詞、接尾語が他の語に変化したり、追加または削除されたとき

原子力発電所より排出される温排水調査の結果について

原子力発電所から排出される温排水調査の結果について

イ) 本タイトルが日本語の場合、重要な意味を持たない記号が変化したり、追加または削除されたとき

ウ) 本タイトルが日本語の場合、逐次刊行物の種別を示す語が類似の語に変化したり、追加または削除されたとき

いさはや市政概要 いさはや市政概況

日本近代文学館ニュース 日本近代文学館

エ) 本タイトルが欧文の場合、冠詞、前置詞、接続詞が他の語に変化したり、追加または削除されたとき

Physics reports of the Kumamoto University

Physics reports of Kumamoto University

オ) 本タイトルが欧文の場合、スペリングや句読法が変化したり、単語の語形変化があったとき

GBB G.B.B.

Labour history Labor history

Openhouse Open house
Accommodations and travel services
 Accommodations & travel services
Constructions neuves & anciennes
 Construction neuve & ancienne

カ) 本タイトルが欧文の場合，逐次刊行物の種別を示す語が追加または削除されたとき

Fussball-Jahrbuch Fussball

キ) 語順の変化，語の追加または削除が，本タイトルの意味や主題の変化につながらないとき

鹿児島大学理学部紀要．数学・物理学・化学

鹿児島大学理学部紀要．数学・化学・物理学

Kartboken for Oslo, B ærem, L ørenskog, Nesodden, Oppg rd, Ski

Kartboken for Oslo, B ærem, Asker, L ørenskog, Nesodden, Oppg rd, Ski

ク) イニシアルまたは頭字語が完全形に変わったり，逆に完全形がイニシアルまたは頭字語に変わったとき

Berichte der Deutschen Gesellschaft für Mathematik und Datenverarbeitung
 GMD-Berichte

ケ) 本タイトルと並列タイトルが入れ替わったとき

コ) 言語は変化せずに，文字種の変化があったとき

母のくに ははのくに

広報たちかわ 広報 Tachikawa

Four wheel fun 4 wheel fun

サ) 本タイトルに含まれる団体名の表記に微細な変化，追加または削除があったり，他の語との関連が変化したとき

相模原市図書館だより 相模原市立図書館だより

研究紀要 / 新宿区立新宿歴史博物館編

研究紀要 / 新宿歴史博物館編

福井県立若狭歴史民俗資料館紀要

紀要 / 福井県立若狭歴史民俗資料館 [編]

Views / Goodridge Area Historical Society

Views from the GAHS

GAHS views

13.1.2 資料種別（任意規定）

印刷形態の継続資料の資料種別は記録しない。印刷形態以外の継続資料の資料種別については，各章の規定による。

東亜経済研究 [マイクロ資料]

13.1.3 並列タイトル

13.1.3.0 (記録の目的) 2言語以上の出版物や書誌情報流通の国際化に対応し、多角的な検索を可能とするため、並列タイトルを記録する。記述対象の本タイトルと本文の言語および文字は通常一致している。

13.1.3.1 (並列タイトルとするものの範囲) 本タイトルとして選定するタイトルと別言語および別の文字(またはその一方)のタイトルで、所定の情報源に表示されているもの。次にあげる場合に記録する。

ア) 本タイトルに対応する別言語および別の文字(またはその一方)のタイトルで、この言語および別の文字(またはその一方)の本文があるもの

イ) 本タイトルと別言語の原タイトル(翻訳資料などの場合)で、別言語の原文はないが所定の情報源に表示されているもの

ウ) 原タイトルがなく、相当する言語の本文も存在しないが、所定の情報源において本タイトルと同等に表示されているもの

13.1.3.1A 総合タイトルのない資料では、個々の著作の、別言語および別の文字(またはその一方)のタイトルを並列タイトルとする。

13.1.3.2 (記録の方法) 並列タイトルは、本タイトルに続けて記録する。ただし、本タイトル、並列タイトルともにタイトル関連情報がある場合は、並列タイトルは本タイトルに対するタイトル関連情報に続けて記録する。

ドイツ語教育 = Deutschunterricht in Japan
- = Japan pictorial

13.1.3.2 別法 並列タイトルは、注記の位置に記録する。(13.7.3.1 オ)参照)

13.1.3.3 (変化) 逐次刊行物では、並列タイトルに変化が生じた場合、変化後の並列タイトルを注記することができる。

更新資料では、並列タイトルに変化が生じた場合、従来記録していた並列タイトルを変化後の並列タイトルに改める。変化前の並列タイトルを注記することができる。

13.1.4 タイトル関連情報

13.1.4.0 (記録の目的) タイトル関連情報を記録することによって、本タイトルを限定、説明、補完する。

13.1.4.1 (タイトル関連情報とするものの範囲) タイトル関連の情報。本タイトルに対するもの以外に、並列タイトルや、総合タイトルのない資料中の各著作のタイトルに対するものもある。情報源における表示の位置は、本タイトルのあとに続くものが多いが、本タイトルの上部や前方の位置に表示されていることもある。タイトル関連情報にはサブタイトルやタイトル先行事項を含む。

13.1.4.2 (記録の方法) タイトル関連情報は、本タイトルに対するものは本タイトルに続けて、並列タイトルに対するものは並列タイトルに続けて記録する。ただし、本タイトルと並列タイトルがあり、タイトル関連情報は本タイトルに対するもののみ存在する場合、

タイトル関連情報は並列タイトルに続けて記録する。

くすのき文化 : 楠町文化協会会誌

G.P. : general practice in density

Matekon : translations of Russian & East European mathematical economics

きざし = Kizashi : 愛知県文化振興事業団機関誌

NII [電子資料] : National Institute of Informatics = 国立情報学研究所

スラヴ学論叢 : 北海道大学文学部ロシア語ロシア文学研究室年報 = Slavonic studies : the journal of the Russian Department, Faculty of Letters, Hokkaido University

13.1.4.2 別法 タイトル関連情報は、縮約または省略する。

13.1.4.2A 2以上のタイトル関連情報があるときは、所定の情報源における表示のままの順で記録する。

13.1.4.3 (変化) 逐次刊行物では、タイトル関連情報に変化が生じた場合、変化後のタイトル関連情報を注記することができる。

更新資料では、タイトル関連情報に変化が生じた場合、従来記録していたタイトル関連情報を変化後のタイトル関連情報に改める。変化前のタイトル関連情報を注記することができる。

13.1.5 責任表示

13.1.5.0 (記録の目的) 著作の識別上、責任表示はタイトルとともに重要な役割を果たすので、著作の知的もしくは芸術的内容の創造、ないしは具現(演奏等を含む)に責任を有するか、寄与するところがある個人ないしは団体を、その識別・機能などに関連する語句とともに記録する。また、当該資料がその一部をなす、包括的な資料全体の知的ないしは芸術的内容等に責任を有するものの表示も、資料の識別上有用であるため記録することがある。

13.1.5.1 (責任表示とするものの範囲) 責任表示の範囲は、編者をはじめとして、翻訳者、原編者、著者、編さん者などを含む。また通常これらの責任表示における人名や団体名には、その著作への関与のしかた、役割などを示す語句が付加されている。監修者、校閲者、スポンサーとしての団体名等が所定の情報源に表示されているときは、これを責任表示の範囲に含める。

13.1.5.1A 逐次刊行物の個人編者は原則として記録せず、注記する。(13.7.3.1A ア)参照)

13.1.5.1B 資料のタイトル中に表示されていて編者名等と判断されるものは、責任表示としても記録する。

ユネスコ東アジア文化研究センター事業報告 / ユネスコ東アジア文化研究センター [編]

13.1.5.1C 記述対象になく、他の情報源から得た責任表示は注記する。(13.7.3.1A ウ) 参照)

13.1.5.1D 2以上の個人や団体が表示されている場合、次のようにする。

ア) 同一の役割を果たしているときは、その数にかかわらずこれら全体を一つの責任表示とする。

イ) 原編者と翻訳者のように、異なる役割を果たしているものがあるときは、その役割ごとに別個の責任表示とする。

本タイトル : タイトル関連情報 / 原編者名 ; 翻訳者名

13.1.5.1E 一つの責任表示に記録する個人名や団体名の数が2までのときはそのまま記録し、3以上のときは、主なもしくは最初の名称一つを記録し、他は「[ほか]」(外国語形は13.0.6.1A参照)と補記して省略する。記録しなかった個人名や団体名は注記することができる。

13.1.5.1E 別法 一つの責任表示において記録する個人名や団体名の数は、書誌的記録作成機関において、その必要に応じて定める。

13.1.5.2 (記録の方法) その継続資料の編者等に、著作の種類を示す語(編等)を付したものを記録する。

秋田大学大学院教育学研究科修士論文抄録 / 秋田大学大学院教育学研究科編

海外の旅行市場現地報告 / 国際観光振興会企画調査部監修

13.1.5.2A 責任表示には、所定の情報源に表示されているもののうち、もっとも適切な表示を選んで記録する。

13.1.5.2B 本タイトルまたはタイトル関連情報によってその編者等がわかる場合も、所定の情報源に責任表示があるときは、それを記録する。

13.1.5.2C 責任表示が2以上ある場合の記録順序は、原則として所定の情報源における表示の順序とする。

13.1.5.2D 団体の名称が内部組織を含めて表示されているときは、内部組織名を省略せず、そのまま記録する。

13.1.5.2E 情報源に表示されていない語句等を責任表示に補記した場合、これを角がっこに入れる。情報源の表示に著作の種類を示す語句がないとき、またはタイトルと責任表示に記録した団体との関連を明らかにする必要があるときは、これを補記する。

13.1.5.2F 識別上必要な場合以外、団体名の冒頭に表示されている法人組織等を示す語は省略する。

13.1.5.3 (変化) 逐次刊行物では、責任表示に重要な変化が生じた場合、別の新しい書誌的記録を作成する。変化前後の責任表示に対応する書誌的記録の双方に責任表示の変化について注記する。(13.0.2.1A, 13.1.5.3, 13.7.1.1A, 13.7.3.1カ), 13.7.3.1Aエ), 13.7.3.2B参照) 責任表示の変化を重要な変化とみなすのは、本タイトルが総称的な語である場合

に責任表示が変化するときである。(13.1.1.1A 参照)

研究紀要 / 東京教育大学附属坂戸高校研究部 [編]
(変化前に対応する記録)

研究紀要 / 筑波大学附属坂戸高等学校研究部 [編]
(変化後に新たに作成した記録)

軽微な変化の場合、新たな書誌的記録は作成しない。変化後の責任表示を注記することができる。責任表示の変化を軽微な変化とみなすのは、本タイトルが総称的な語である場合に責任表示の表記に微細な変化、追加または削除があったときと、本タイトルが総称的な語でない場合に責任表示が変化するときである。(13.1.1.1B 参照)

責任表示の変化が重要な変化か軽微な変化か判断に迷う場合、軽微な変化とする。

更新資料では、責任表示にどのような変化が生じた場合も、新たな書誌的記録は作成しない。従来記録していた責任表示を変化後の責任表示に改める。変化前の責任表示を注記することができる。(13.0.2.1A, 13.7.1.1, 13.7.3.1A 工) 参照)

東京大学アメリカ研究資料センター年報 (最初の変化前に対応する記録)

東京大学アメリカン・スタディーズ (最初と2回目の変化の間に対応する記録)

アメリカ太平洋研究 (2回目の変化後に新たに作成した記録)

13.2 版に関する事項

13.2.0 通則

13.2.0.0 (記述の意義) 記述対象がどのような版であることを示す。そのため版次と、その版の成立に関係する責任表示を記録する。版表示を記録することによって、タイトルと責任表示に関する事項の記録のみでは同定識別できない記述対象が属している版までを特定化できる。

13.2.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

ア) 版表示

イ) 特定の版にのみ関係する責任表示

ウ) 付加的版表示

エ) 付加的版にのみ関係する責任表示

13.2.0.2 (区切り記号法)

ア) 版に関する事項の前には、ピリオド、スペース、ダッシュ、スペース (.) を置く。ただし改行した場合、この区切り記号を用いない。

イ) 付加的版表示の前には、コンマ、スペース (,) を置く。

ウ) 版表示および (または) 付加的版表示に続く最初の責任表示の前には、スペース、斜線、スペース (/) を置く。

エ) 2 番目以降の各責任表示の前には、スペース、セミコロン、スペース (;) を置く。

. 版表示 / 責任表示, 付加的版表示 / 責任表示

13.2.1 版表示

13.2.1.0 (記録の目的) 記述対象の属する版を明らかにするため、特定の版であることを示す。情報源上に表示がなくても、他の版と顕著な差があると認められた場合、適切な語句などを補うことによって、特定の版であることを示す必要がある。出版・頒布等に関する事項で、異版が識別できる場合、特に版表示に補記する必要はない。

13.2.1.1 (版表示とするものの範囲) 版表示には、通常、他の版との差を示す語と「版」などの用語が結びついた形がある。版表示とするもののなかには、次に示すようなものがある。

ア) 地方版の表示

日本経済新聞 . 国際版欧州

イ) 特定対象向けの版表示

Expert nurse = エキスパートナース / 照林社 [編集] . 看護学生版

ウ) 特定の形態または媒体の版表示

TOPIX & ニュー・インデックス・シリーズ = Topix & new index series /
東京証券取引所 [編] . CD-ROM 版

エ) 本文の言語を表す版表示

中国・韓国経済産業体年鑑 . 中文版

Hoard's dairyman : the national dairy farm magazine. 日本語版

オ) 複製を示す表示

北京大学学報 . 哲学社会科学版 / 北京大学学報編輯委員会 [編輯] .
復刻版

13.2.1.1 A 版表示として扱わないものには、次にあげるものがある。(13.2.1.0 参照)

ア) (逐次刊行物の) 巻次、年月次を示す表示

イ) 情報源にない、資料の種別を示す表示

ウ) 定期的な改訂、あるいは頻繁な更新を示す表示

13.2.1.2 (記録の方法) 情報源における表示のまま記録し、補記した事項は角がっこに入れる。ただし、初版の表示は記録しない。

地上巡禮 / 巡禮詩社 [編] . 複製版

良民 . 復刻版

青年法律家 / 青年法律家協会 [編] . 縮刷版

13.2.1.3 (変化) 継続資料の版表示に対象範囲や主題が変わったことを示す変化がある場合、別の継続資料とみなして、別の新しい書誌の記録を作成する。(13.0.2.1B ア) 参照) 版表示の表現上の変化などの場合、次のとおりとする。

逐次刊行物では、変化後の版表示を注記することができる。(13.7.1.1, 13.7.3.2A 参照)

更新資料では、従来記録していた版表示を変化後の版表示に改める。変化前の版表示を注記することができる。(13.7.1.1, 13.7.3.2A 参照)

13.2.2 特定の版にのみ関係する責任表示

13.2.2.0 (記録の目的) 記述対象の責任表示のうち、記述対象の属する版のみの改訂に関係した個人もしくは団体、またはその版の補遺的資料の编者などは、版表示の直後に記録することで、この事実を明示する。

13.2.2.1 (責任表示とするものの範囲) 次に示す版にのみ関係する编者などとする。

ア) 特定の一つの版にのみ関係している编者など

イ) 2以上の版に関係しているが、すべての版には関係していない编者など(その諸版すべてに関係する编者などは13.1.5による)

13.2.2.2 (記録の方法) 特定の版にのみ関係している責任表示は、版表示に続けて記録する。記録の方法は13.1.5.2による。

13.2.3 付加的版表示

13.2.3.0 (記録の目的) 版表示のなかには、階層構造を有するものがある。(例: ある名称を有する版グループ中の一つの版、または別の名称をもっている版など、また特定の版グループ中で、特に改訂、増補等の表示のある刷次もこれにあたる) このような状況に対応するため、通常の版表示に加えて、これをさらに特定化するための版表示が必要となる。2組の版表示を用いることで、特定版の限定という各種の複雑な状況に対応することが可能となる。

13.2.3.1 (付加的版表示とするものの範囲) 一つの版グループ中の特定版に関するあらゆる種類の版表示を含む。

13.2.3.2 (記録の方法) 情報源における表示のまま記録する。記録の方法は13.2.1.2による。

13.2.4 付加的版にのみ関係する責任表示

13.2.4.1 (責任表示とするものの範囲) 付加的版にのみ関係する编者等。

13.2.4.2 (記録の方法) 付加的版表示の直後に記録する。記録の方法は、13.1.5.2による。

13.3 順序表示に関する事項

13.3.0 通則

13.3.0.0 (記述の意義) 順序表示は、逐次刊行物の刊行の状態を示すもので、タイトルおよび責任表示だけでなく、この記録によってそれぞれの逐次刊行物が同定識別されることがある。

更新資料では、順序表示は記録しない。

13.3.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項とその記録順序は、次のとおりとする。

ア) 順序表示(巻次・年月次)

13.3.0.2 (区切り記号法)(1.0.6.7参照)

ア) 順序表示に関する事項の前には、ピリオド、スペース、ダッシュ、スペース()を置く。

イ) 初号の順序表示の後にハイフン(-)を置く。巻次に続く年月次は丸がっこに入れる。丸がっこ(一対)の前にスペース()を置く。

・ 初号の巻次（初号の年月次） -
ウ) 2以上の表示方式が使われている場合、別方式の順序表示の前にはスペース、等号、スペース（ = ）を置く。

・ 初号の巻次 = 初号の別方式の巻次（初号の年月次） -
エ) 順序表示方式に変化があった場合、新しい表示方式の前には、スペース、セミコロン、スペース（ ; ）を置く。

・ 古い表示方式の最初の号の巻次（年月次） - 古い表示方式の最後の号の巻次（年月次） ; 新しい表示方式の最初の号の巻次（年月次） -
13.3.0.3（複製物）複製物の場合、原逐次刊行物の順序表示を記録する。複製物に別の順序表示があるときは、これを注記する。（13.0.3.1A, 13.0.3.1A 別法, 13.7.1.1B, 13.7.1.1B 別法, 13.7.3.3A 参照）

13.3.1 順序表示とするものの範囲

順序表示は、初号（本タイトルあるいは責任表示の重要な変化により新しい書誌的記録を作成した場合は、変化後の最初の号）と終号（本タイトルあるいは責任表示の重要な変化により新しい書誌的記録を作成した場合は、変化前の最後の号）について記録する。ただし、刊行中のものは初号についてのみ記録する。

順序表示とするものの範囲は、記録する号の巻次および年月次である。

千葉大学社会文化科学研究 . 創刊号 -

例の追加（巻次、年月次の両方がある場合）

巻次と年月次の表示がない場合、出版年・頒布年等を、順序表示として記録する。

13.3.1.1（初号に巻次、年月次表示のないもの）初号に巻次、年月次の表示のない場合、それに続く号の巻次、年月次に基づいて順序表示を記録する。

13.3.1.2（2以上の表示方式）2以上の順序表示の表示方式がある場合、双方を記録する。

13.3.1.3（変化）順序表示方式に変化があった場合、古い表示方式による表示と新しい方式の表示の双方を記録する。

13.3.1.4（所蔵巻号）所蔵する巻号については所蔵事項に記録する。（13.10 参照）

13.3.2 記録の方法

順序表示は、巻次、年月次を情報源に用いられている表示そのままに記録する。

巻次と年月次がともに存在する場合、巻次に続けて年月次を記録し、年月次は丸がっこに入れ、丸がっこ（一対）の前にスペース（ ）を置く。

改造 . 1巻1号（大正8年4月） - 36巻2号（昭和30年2月）

横浜市立大学大学院紀要 . 1号（1993.3） - 3号（1996.9）

巻次の表示がない場合、年月次のみを記録する。

統計でみる社会保険 . 平成3年度版 -

年月次の表示がない場合、巻次に続けて出版年、頒布年等を丸がっこに入れて記録する。

例を追加

巻次と年月次がともに存在しない場合，出版年・頒布年等を，順序表示として記録する。

例を追加

13.3.2.1（完結したものの順序表示）完結した逐次刊行物の場合，初号の順序表示と，終号の順序表示とを，ハイフン（-）で結んで記録する。

北大社会学会研究報告資料． 1集 - 4集

13.3.2.2（刊行中のものの順序表示）刊行中の逐次刊行物の場合，初号の順序表示にハイフン（-）を付して記録する。

世界． 1号（昭和21年1月）-

日本獣医師会雑誌． 4巻2号（昭和26年2月）-

（継続前誌の日本獣医協会雑誌の巻次：1巻1号 - 4巻1号）

13.3.2.3（初号に巻次，年月次表示のないもの）初号に巻次，年月次の表示のない場合，それに続く号の巻次，年月次に基づいて，以下のように順序表示を記録する。

． [第1巻] -

． [第1号] -

． [2004] -

13.3.2.4（2以上の表示方式）2以上の順序表示の表示方式がある場合，表示されている順でそれらを記録する。ただし，巻号と通号が併存するときは，通号を別方式として記録する。別方式の順序表示等の前には，スペース，等号，スペース（ = ）を置く。

． 初号の順序表示 = 初号の別方式の順序表示 -

鉾山． 11巻1号 = 101号（1958）-

13.3.2.5（変化）順序表示方式に変化があった場合，古い表示方式による最初の号と最後の号の表示を記録し，それに続けて新しい方式の表示を記録する。新しい方式の表示の前には，スペース，セミコロン，スペース（ ; ）を置く。

． 古い表示方式の最初の号の順序表示 - 古い表示方式の最後の号の順序表示 ; 新しい表示方式の最初の号の順序表示 -

世界経済評論． 26号（昭和31年6月）- 57号（昭和34年12月） ;
4巻1号（昭和35年1月）-

13.4 出版・頒布等に関する事項

13.4.0 通則

13.4.0.0（記述の意義）記述対象の出版，発行，公開および頒布，発売等の狭義の出版に関する項目（以下「出版項目」という）ならびに製作，印刷等の製作に関する項目（以下「製作項目」という）を示す。すなわち出版物としての成立状況，版の同定識別（同一原版でも出版者の異なる場合），入手可能性および物としての資料の製作に関することを，以下に示す目的で記録する。

13.4.0.0A 出版地は、出版者の特定や資料の内容等についての判断材料となることがあり、出版者は資料内容の観点や質、情報の信頼性の判定に有用である。出版年は、その記述対象の版が最初に出版された年、すなわち情報内容の収録時点についての情報を明らかにする。

また、頒布地、頒布者によって当該資料の入手先を知ることができる。製作項目を記録することによって、資料の局地性や内容の判定に役立たせることができる。

13.4.0.0B 出版項目のうち、頒布、発売等の項目は、出版、発行等の表示がないとき、その代替情報としての役割を果たす。ただし、それが重要であれば、出版、発行等の項目に付加して記録してもよい。

13.4.0.0C 出版物には、出版項目の他に製作項目が表示されることがあり、後者のみが表示されていることもある。物としての資料の製作にかかわる機能は、情報の流通を目的とする出版、頒布の機能とは区別して扱う。出版物の場合、出版項目が不明のときに製作項目を記録する。ただし、それが重要であれば、出版項目に付加して製作項目を記録してもよい。

なお、出版、頒布の機能と製作の機能が未分化であるか、両者の関係が明確でないときは、製作項目は出版項目とみなす。

13.4.0.0D 非刊行物には、本来の出版項目というものは存在しないので、記述対象の製作項目を記録する。

13.4.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

ア) 出版地、頒布地等

イ) 出版者、頒布者等

ウ) 出版年、頒布年等

エ) 製作項目(製作地、製作者、製作年)

13.4.0.2 (区切り記号法)

ア) 出版・頒布等に関する事項の前には、ピリオド、スペース、ダッシュ、スペース()を置くか、または改行して区切り記号を用いない。

イ) 2番目以降の出版地、頒布地等の前には、スペース、セミコロン、スペース(;)を置く。

ウ) 出版者、頒布者等の前には、スペース、コロン、スペース(:)を置く。

エ) 補記した出版者、頒布者等の役割表示は角がっこに入れる。角がっこの前にスペース([])を置く。

オ) 出版年、頒布年等の前には、コンマ、スペース(,)を置く。

カ) 製作項目(製作地、製作者、製作年)は丸がっこに入れる。丸がっこの前にスペース(())を置く。

キ) 製作者の前には、スペース、コロン、スペース(:)を置く。

ク) 製作年の前には、コンマ、スペース(,)を置く。

- ・ 出版地 : 出版者, 出版年
- ・ 頒布地 : 頒布者 [役割表示], 頒布年 (製作地 : 製作者, 製作年)

13.4.0.2A 製作項目を出版項目に続けて記録するときは, 13.4.0.2 カ) ~ク) の規定によるが, 製作項目のみを記録するときは, 13.4.0.2 ア) およびキ) ~ク) の規定による。

13.4.0.3 (複製物) 複製物の場合, 原資料ではなく複製物自体の出版・頒布等に関する事項を記録するとともに, 原資料の出版・頒布等に関する事項を注記する。(13.0.3.1A, 13.0.3.1A 別法, 13.7.1.1B, 13.7.1.1B 別法, 13.7.3.2C 参照)

13.4.1 出版地, 頒布地等

13.4.1.1 (出版地, 頒布地等とするものの範囲) 所定の情報源において, 出版者(もしくは頒布者)名と関連して表示されている地名(市, 町, 村)のことで, 2以上の出版者名があるときは, 顕著な出版者名(もしくは最初の出版者名)と関連する地名である。情報源において, 出版者の表示がなくても, その出版物の出版地(もしくは頒布地)として示されていることがある。

13.4.1.1A 出版地の表示がないときは, 頒布地を記録する。

13.4.1.1B 同一出版者に2以上の出版地があるときは, 顕著なもの, 最初のものの順で, 一つの出版地を選定する。2言語以上で表示されているときは, 本タイトルまたは本文の言語と一致するものを記録する。出版地として記録しなかったものは, 注記することができる。

13.4.1.1B 別法 洋資料を記述する場合, 2以上の出版地があり, そのうちの一つが日本の出版地であるときは, これを選定する。

13.4.1.1C 出版者とそれに対応する出版地が2組以上表示されている場合, 顕著なもの, 最初のものの順で, 一つの組を選択して記録する。

13.4.1.1D 出版地と頒布地双方の表示があるときは, 頒布地は原則として記録しない。頒布地について注記することができる。

13.4.1.1D 任意規定 頒布地を出版地, 出版者に続けて記録する。(13.4.2.1C 任意規定参照)

13.4.1.2 (記録の方法) 記述対象に表示されている地名を記録する。言語によっては, 地名が格変化していることがあるが, このような場合も, そのままの形で記録する。

13.4.1.2A 識別上必要があるときは, 市町村名等に国名, 州名, 都道府県名等を付記または補記する。

13.4.1.2B 出版地が資料に表示されていない場合, 調査もしくは推定による出版地を角がっこに入れて記録する。出版地不明の場合, 代替情報として頒布地を記録できないときは, 国名を補記するか, 「[出版地不明]」(書誌的事項が外国語のときは13.0.6.1A参照)と補記する。

13.4.1.3 (変化) 逐次刊行物では, 出版地に変化が生じた場合, 変化後の出版地を注記する

ことができる。

更新資料では、出版地に変化が生じた場合、従来記録していた出版地を変化後の出版地に改める。変化前の出版地を注記することができる。(13.7.1.1, 13.7.3.4 参照)

13.4.2 出版者，頒布者等

13.4.2.1 (出版者，頒布者等とするものの範囲) 記述対象の出版，頒布，公開，発行等について責任がある個人もしくは団体の名称，またはそれが識別できる表示。近代的な出版・流通制度が確立していない場合，出版関係の機能と物としての製作の機能が混在していることがあるが，このような場合は，これらの機能を果たしている個人または団体を含む。

13.4.2.1A 出版者の表示がないときは，頒布者を記録する。

13.4.2.1B 2以上の出版者の表示があるときは，顕著なもの，最初のものの順で一つを選択する。2言語以上の表示があるときは，本タイトルまたは本文の言語と一致するものを記録する。出版者として記録しなかったものは，注記することができる。

13.4.2.1C 出版者と頒布者双方の表示があるときは，頒布者は原則として記録しない。頒布者は注記することができる。

13.4.2.1C 任意規定 頒布者を出版地，出版者に続けて記録する。(13.4.1.1D 任意規定参照) この場合，頒布地が出版地と同一のときは，一方の記録を省略する。同一でないときは，出版地，出版者，頒布地，頒布者の順とし，「発売」など，頒布者の果たしている役割を示す語句を付記または補記する。

13.4.2.2 (記録の方法) 出版者等は記述対象に表示されている名称を記録する。ただし，出版者名に付されている法人組織を示す語などは省略する。出版者等は，識別可能な範囲で簡潔な名称で記録することを原則とするので，タイトルや責任表示には名称の完全形があるときは，短縮形を用いることができる。

13.4.2.2A 出版者と頒布者の双方が資料に表示されていないときは，「[出版者不明]」(書誌的事項が外国語のときは13.0.6.1A参照)と補記する。

13.4.2.2B 頒布地と頒布者等を，出版地と出版者の代替とする場合，「発売」のように，その果たしている役割を示す語句を付記または補記する。このような語句が頒布者名と一体になった形となっているときは，そのままの形で記録し，記述対象にこのような語句が表示されていないときは，簡潔な語句を補記する。

13.4.2.3 (変化) 逐次刊行物では，出版者等に変化が生じた場合，変化後の出版者等を注記することができる。

更新資料では，出版者等に変化が生じた場合，従来記録していた出版者を変化後の出版者に改める。変化前の出版者等を注記することができる。(13.7.1.1, 13.7.3.4 参照)

13.4.3 出版年，頒布年等

13.4.3.1 (出版年，頒布年等とするものの範囲) 記述対象に表示されている，当該継続資料の出版，頒布，公開，発行の年(または日付)。最新の刷りの年ではなく，その出版物が

属する版が最初に刊行された年とする。

13.4.3.1A 出版年の表示がない場合、頒布年を記録する。これらの表示がないときは著作権表示年を、その表示もないときは製作年を記録する。この場合、頒布年と製作年の後ろには「発売」「印刷」などの役割を示す語句を、著作権表示年の前には著作権を示す「c」などの記号を付加する。

13.4.3.1A 任意規定 出版年と頒布年、著作権表示年、製作年が相違している場合、出版年に続けて頒布年または著作権表示年もしくは製作年を記録する。この場合、役割を示す語句等の付記の方法は、13.4.3.1Aの規定による。

13.4.3.2 (記録の方法) 逐次刊行物では、完結している場合、初号の出版年と終号の出版年をハイフン(-)で結んで記録する。刊行中の場合、初号の出版年にハイフン(-)を付して記録する。

更新資料では、記述対象に表示されている最初の出版、頒布、公開、発行のいずれかの年を、最初の出版年として記録する。表示されていない場合、記述対象が最初に入手可能となった年が判明すれば、それを最初の出版年として補記する。完結している場合、完結した年が判明すれば、それを最終の出版年として記録する。

また、加除式資料については、当該版が最初に出版された年を最初の出版年として、情報源に表示されている刊行中止した年を最後の出版年として記録し、最新の更新された年が判明するならそれを補記する。最初の出版年と最後の出版年はハイフン(-)で結んで記録する。

1990 - 1995 [1999 最新更新]

13.4.4 製作項目(製作地、製作者、製作年)

13.4.4.1 (製作項目とするものの範囲) 製作項目には、記述対象が製作された土地の名称(製作地)、その製作に責任を有する個人や団体の名称、またはそれが識別できる表示(製作者)、および製作された年代、日付(製作年)がある。

13.4.4.1A 製作項目は、非刊行物の場合か、出版項目が不明の場合に記録する。

13.4.4.1A 任意規定 出版項目とは別に製作項目の表示がある場合、それが重要なときは、製作項目をも記録する。

13.4.4.2 (記録の方法) 非刊行物の場合、製作地、製作者、製作年の順に記録し、製作者のあとに「(印刷)」「(私製)」などの語を付記するか、製作年のみを記録し、そのあとに同様の語を付記する。

13.4.4.2A 出版項目が不明の場合、「[出版地不明]」「[出版者不明]」と補記し、出版年の位置に製作年を記録したあと、製作地、製作者の順で記録する。製作年には「印刷」「私製」などの語を付記する。

13.4.4.2A 任意規定 出版項目に加えて製作項目を記録するときは、出版項目のあとに、製作地、製作者、製作年の順で記録するか、製作年のみを記録し、そのあとに「印刷」「私製」などの語を付記する。

13.5 形態に関する事項

13.5.0 通則

13.5.0.0 (記述の意義) 資料自体を見なくてもその資料の形態の大要が把握でき、かつ当該資料と分離する可能性がある付属物・添付物などの数量等、資料の管理・保全上必要な情報が得られるように、資料で用いている用語や表現にとらわれず、記述用に定義づけられた一定の用語を用いて当該事項を記録する。

13.5.0.0A 本体と形態的に分離できる付属物、製本されていない図版等も資料の管理上記録しておく必要がある。

13.5.0.0B 用語は日本語形とする。

13.5.0.0B 別法 洋資料では、用語を英語形とする。

13.5.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

ア) 特定資料種別と資料の数量

イ) その他の形態的細目

ウ) 大きさ

エ) 付属資料

13.5.0.2 (区切り記号法)

ア) 形態に関する事項の前には、ピリオド、スペース、ダッシュ、スペース(.) を置く。

イ) その他の形態的細目の前には、スペース、コロン、スペース(:) を置く。

ウ) 大きさの前には、スペース、セミコロン、スペース(;) を置く。

エ) 付属資料の前には、スペース、プラス記号、スペース(+) を置く。

オ) 付属資料の形態的細目は、丸がっこに入れる。丸がっこ(一対)の前後にスペース() を置く。

. 特定資料種別と数量 : その他の形態的細目 ; 大きさ + 付属資料 (形態的細目)

13.5.0.3 (複製物) 複製物の場合、原資料ではなく複製物自体の形態に関する事項を記録する。原資料の形態に関する事項は注記することができる。(13.0.3.1A, 13.0.3.1A 別法, 13.7.1.1B, 13.7.1.1B 別法, 13.7.3.2C 参照)

13.5.1 特定資料種別と資料の数量

13.5.1.1 (記録するものの範囲) 印刷形態の継続資料の場合、特定資料種別の名称は記録せず、冊数のみを記録する。印刷形態以外の継続資料の場合、その記録媒体について規定する章で定めている特定資料種別と数量を記録する。

13.5.1.2 (記録の方法) 数量は、継続資料が刊行されたときの数量を記録する。

13.5.1.2A 加除式資料以外の継続資料については、刊行中の場合、数量は空欄とし、特定資料種別と数量に付する語(印刷形態の継続資料については「冊」)のみを記録し、刊行完結後に、数量を記録する。

加除式資料については、刊行中でも刊行完結後でも、「冊」と記録する。

13.5.2 その他の形態的細目（使用しない）

印刷形態の継続資料の場合、その他の形式的細目は記録しない。印刷形態以外の継続資料の場合、これを注記することができる。（13.7.3.5 ア）参照）

13.5.3 大きさ

13.5.3.1（大きさとするものの範囲）記述対象の寸法（高さ，幅，奥行など）

13.5.3.2（記録の方法）印刷形態の継続資料は、外側の寸法をセンチメートルの単位で、端数を切り上げて記録する。印刷形態以外の継続資料の場合、その記録媒体について規定する章で定めている通りに記録する。

13.5.3.3（変化）刊行中に継続資料の大きさに変化が生じた場合、あるいは大きさが異なる2以上の部からなる継続資料の場合、最小のものと最大のものをハイフンで結んで記録する。

13.5.4 付属資料

13.5.4.1（付属資料とするものの範囲）継続資料と同時に刊行され、その継続資料とともに利用するようになっている付属物。複合媒体資料の別個の部分も含む。ただし、常時継続資料に付属していないものは、注記する。

13.5.4.2（記録の方法）形態に関する事項の最後に、当該付属資料の特性を示す資料種別や特定資料種別の名称と数量などを記録する。必要に応じて簡潔な形態的細目を付記する。

13.5.4.2 別法 付属資料は注記する。

13.6 シリーズに関する事項

13.6.0 通則

13.6.0.0（記述の意義）シリーズに属する単行資料を記述の対象とする場合のように、2以上の書誌階層に属している資料を記述する場合、対象資料の同定識別と、2以上の書誌レベルからの検索を可能とするため、上位書誌レベルの書誌的事項を、シリーズに関する事項として記録する。シリーズに関する事項において記録する上位書誌レベルの書誌単位は、集合単位である。（13.0.2.3～13.0.2.4 参照）

13.6.0.1（書誌的事項）記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

- ア) 本シリーズ名
- イ) 並列シリーズ名
- ウ) シリーズ名関連情報
- エ) シリーズに関係する責任表示
- オ) シリーズの標準番号
- カ) シリーズ番号
- キ) 下位シリーズの書誌的事項

13.6.0.2（区切り記号法）

ア) シリーズに関する事項の前には、ピリオド，スペース，ダッシュ，スペース（.

-)を置くか、または改行して区切り記号を用いない。
- イ) シリーズに関する事項はそれぞれ丸がっこに入れる。シリーズに関する事項それぞれの前には、スペース()を置く。(1.0.6.7B(1)参照)
- ウ) 並列シリーズ名または下位シリーズの並列シリーズ名の前には、スペース、等号、スペース(=)を置く。
- エ) シリーズまたは下位シリーズのシリーズ名関連情報の前には、スペース、コロン、スペース(:)を置く。
- オ) シリーズまたは下位シリーズの最初の責任表示の前には、スペース、斜線、スペース(/)を置く。
- カ) シリーズまたは下位シリーズの2番目以降の各責任表示の前には、スペース、セミコロン、スペース(;)を置く。
- キ) シリーズまたは下位シリーズの標準番号の前には、コンマ、スペース(,)を置く。
- ク) シリーズ番号または下位シリーズ番号の前には、スペース、セミコロン、スペース(;)を置く。
- ケ) 下位シリーズ名の前には、ピリオド、スペース(.)を置く。
- ・ (第1のシリーズ) (第2のシリーズ)
 - ・ (本シリーズ名 = 並列シリーズ名 : シリーズ名関連情報 / シリーズに関する責任表示, シリーズの標準番号 ; シリーズ番号)
 - ・ (本シリーズ名 . 下位シリーズ名 / 下位シリーズに関する責任表示, 下位シリーズの標準番号 ; 下位シリーズ番号)
- 13.6.0.3** (2以上のシリーズ表示) 記述対象が2以上のシリーズに属している場合、それぞれのシリーズの書誌的事項を記録する。記録の優先順位は、
- ア) 記述対象におけるそれぞれのシリーズの表示がある情報源が異なるときは、所定の情報源の優先順位を、記録する優先順位とする。
- イ) 情報源が同一のときは、選択した情報源上のシリーズ表示の順序による。
- 13.6.1** 本シリーズ名
- 13.6.1.1** (本シリーズ名とするものの範囲) 記述対象の継続資料全体を通じて共通する、所定の情報源に表示されている、シリーズ固有の名称。
- 13.6.1.1** 別法 集合単位のタイトルを共通タイトル、継続刊行単位のタイトルを従属タイトルとし、シリーズに関する事項は記録しない。(13.0.2.3 別法参照)
- 13.6.1.1A** シリーズに関する事項に記録する本シリーズ名は、最上位書誌レベルの本タイトルとする。
- 13.6.1.1B** 所定の情報源に表示されているシリーズ名が、記述対象の継続資料全体に共通でない場合、注記することができる。
- 13.6.1.2** (記録の方法) 所定の情報源に表示されているままに転記する。シリーズ名の一部

分が2行書き，または小さな文字で表示されていても，1行書きとし，全部同じ大きさの文字で記録する。

13.6.1.3 (変化) 逐次刊行物では，本シリーズ名に変化が生じた場合，変化後のシリーズ名を注記することができる。

更新資料では，本シリーズ名に変化が生じた場合，従来記録していた本シリーズ名を変化後の本シリーズ名に改める。変化前のシリーズ名を注記することができる。

13.6.2 並列シリーズ名

13.6.2.1 (並列シリーズ名とするものの範囲) 本シリーズ名の別言語および別の文字（またはその一方）のシリーズ名。(13.1.3.1 参照)

13.6.2.2 (記録の方法) 本シリーズ名に続けて記録する。

13.6.2.2 別法 注記として記録する。

13.6.3 シリーズ名関連情報

13.6.3.1 (シリーズ名関連情報とするものの範囲) 本シリーズ名の関連情報。

13.6.3.1A シリーズに関係する版表示は，シリーズ名関連情報として記録する。

13.6.3.2 (記録の方法) 本シリーズ名に対する必要な補足となる場合，資料に表示されているときに記録する。本シリーズ名（並列シリーズ名がある場合は，並列シリーズ名）に続けて記録する。

13.6.4 シリーズに関する責任表示

13.6.4.1 (シリーズに関係する責任表示とするものの範囲) シリーズに関係する責任表示のすべて。

13.6.4.2 (記録の方法) 総称的なシリーズ名の場合は記録する。それ以外の場合，当該シリーズの識別上必要であり，かつ資料に表示されているときに記録する。

13.6.5 シリーズの標準番号

13.6.5.1 (シリーズの標準番号とするものの範囲) ISSN, ISBN などの国際標準番号およびこれに代わる番号。

13.6.5.2 (記録の方法) 当該標準番号の規格の標準的な方法で記録する。(13.8.1.2 参照)

13.6.6 シリーズ番号

13.6.6.1 (シリーズ番号とするものの範囲) 記述対象の，シリーズ内における番号づけ。番号の前後に，それぞれ修飾する語句がついているものもある。

13.6.6.2 (記録の方法) 出版物に表示されている形で記録するが，略語表（付録2 参照）にしたがって略語化できる。数字は原則としてアラビア数字とする。ただし，識別のために二様以上の数字を用いる必要があるときは，そのままの形で記録する。

13.6.7 下位シリーズの書誌的事項

13.6.7.1 (下位シリーズ名とするものの範囲) 本シリーズ名の下位書誌レベルのシリーズ名で，資料に本シリーズとともに表示されているもの。下位シリーズ名は，本シリーズ名と密接に関連していることも，関連していないこともある。

- 13.6.7.2** (記録の方法) 本シリーズに係る事項のあとに続けた形で記録する。
- 13.6.7.2 別法** 下位シリーズの書誌的事項をシリーズに関する事項に記録し,上位のシリーズに関する事項を注記する。
- 13.6.7.2A** 下位シリーズの並列シリーズ名,シリーズ名関連情報,責任表示は,識別上必要であると判断された場合にのみ記録する。
- 13.6.7.2B** 下位シリーズの標準番号が判明したときは記録し,本シリーズの標準番号は注記する。
- 13.6.7.2B 別法** 下位シリーズ,本シリーズの標準番号はすべて注記に記録する。
- 13.6.7.2C** 下位シリーズ内の番号づけの記録は13.6.6.2による。

13.7 注記に関する事項

13.7.0 通則

13.7.0.0 (記述の意義) 注記は定型的な書誌的事項で構成されている記述を敷衍・詳述したり,限定したりする機能を有する。タイトルからシリーズに関する事項に至るまでに記録できず,かつ重要と判断される事項を,すべて注記において示す。注記においては,記述対象に関するあらゆる事項を記録できる。注記のなかには,記述対象の書誌的状況や形態に関するもの,内容に関するものなどがあり,次のような機能を有している。

ア) 資料の識別

イ) 書誌的記録の理解を容易にする。

ウ) 資料の特徴を示す。

エ) 書誌的来歴を示す。

13.7.0.1 (書誌的事項) 記録すべき注記とその記録順序は13.7.3による。

13.7.0.2 (区切り記号法)

ア) 各注記の前には,ピリオド,スペース,ダッシュ,スペース()を置くか,または改行して区切り記号を用いない。

イ) 注記の導入語句と注記の本体の間に,コロン,スペース(:)を置く。

. 導入語句: 注記本体

13.7.1 注記

13.7.1.1 (注記とするものの範囲) タイトル(例:本タイトルの情報源,言語など),責任表示,版次,書誌的来歴,順序表示,出版・頒布等,シリーズ,内容,製本,入手可能性,図書館の蔵書となっている特定コピー,目録作成機関が重要と判断したもの等に関する注記がある。

13.7.1.1A 継続資料では,変化に関する注記が必要になることがある。

逐次刊行物の記述は初号か,あるいは入手できた最初の号に基づいているので,変化に関する注記は変化後の情報を記録する。

更新資料の記述は最新号に基づいているので,変化に関する注記は変化前の情報を記録する。(13.0.2.1A,13.1.1.3,13.1.5.3,13.2.1.3,13.4.1.3,13.4.2.3,13.7.3.1カ),

13.7.3.1A, 13.7.3.2B, 13.7.3.4 参照)

13.7.1.1B 複製物について、原資料の書誌的事項が複製物と異なるときは、これを注記する。(13.0.3.1A, 13.1.0.3, 13.2.1.1, 13.4.0.3, 13.5.0.3, 13.7.3.2C, 13.8.0.3 参照)ただし、順序表示については、原逐次刊行物の順序表示を記録し、複製物に原逐次刊行物とは別の順序表示があるときは、これを注記する。(13.0.3.1A, 13.3.0.3 参照)

原資料の書誌的事項についての注記は、複製物に対する注記すべての後に記録する。

13.7.1.1B 別法 複製物について、原資料自体を情報源とする場合、複製物の書誌的事項が原資料と異なるときは、これを注記する。(13.0.3.1A 別法, 13.1.0.3 別法, 13.3.03, 13.7.3.1 ク), 13.7.3.1A オ), 13.7.3.8A, 13.8.0.3 別法参照)ただし、版に関する事項、出版・頒布等に関する事項、形態に関する事項については複製物自体を情報源とし、原資料の書誌的事項が複製物と異なるときは、これを注記する。(13.0.3.1A 別法, 13.4.0.3, 13.5.0.3, 13.7.3.2C 参照)

複製物の書誌的事項についての注記は、原資料に対する注記すべての後に記録する。

13.7.2 記録の方法

注記には定型のものと不定型のものがある。2以上の注記があるときは、それらが関連する書誌的事項の記録順序に従って、記録の順序を定める。

13.7.2.1 (特定事項に関する2以上の注記) 特定の事項に関する2以上の注記は、一括して記録することができる。

13.7.3 注記の種類

13.7.3.0 (下記の特定事項に属さない注記)

ア)(誤記、誤植等に関する注記) 書誌的事項の誤記、誤植を正しい形に訂正して記録した場合、説明する必要があるときはもとの形を注記する。

イ)(著作の様式および言語に関する注記) 唯一のタイトルの言語が本文の言語と異なる場合、本文の言語を注記する。(13.1.1.1 カ) 参照)

本文は日本語

ウ)(記述の基盤に関する注記) 逐次刊行物の記述の基盤を初号ではなく、入手できた最初の号とした場合、基盤とした号の巻次(巻次が存在しない場合、年月次)を注記する。(13.0.3.0 参照)

記述は第2号による

エ)(刊行頻度・更新頻度に関する注記) 逐次刊行物の刊行頻度または更新資料の更新頻度がタイトルと責任表示に含まれていない場合、表示された刊行頻度または更新頻度を注記する。

刊行頻度は、「日刊」「隔日刊」「週刊」「旬刊」「半月刊」「月刊」「隔月刊」「季刊」「半年刊」「年刊」「月(年)〇回刊」「〇年刊」「不定期刊」等の表示を用いて記録する。

刊行頻度： 季刊

更新頻度は、表示されているままに記録する。

刊行頻度・更新頻度に変化が生じた場合、説明する必要があるときは注記する。

13.7.3.1 (タイトルに関する注記) タイトルに関する注記を行う場合、タイトルが総称的な語のときは、必ず責任表示まで記録する。

ア) 所定の情報源以外からタイトルを記録した場合、記録したタイトルの情報源を注記する。

タイトルの情報源： 欄外

イ) 同一情報源に異なるタイトルの表示がある場合、記録したタイトルとは別の形のタイトルを注記する。(13.1.1.1C 参照)

別のタイトル： 南西水研報告

ウ) 所定の情報源が2以上あり、それらに表示されているタイトルが相違している場合、記録したタイトルとは別の形のタイトルとその情報源を注記する。(13.1.1.1D 参照)

別のタイトル： 南西水研報告 (情報源は裏表紙)

エ) 日本語と外国語(ローマ字表記の日本語を含む)のタイトルがある場合、日本語のタイトルを本タイトルとするときは、外国語のタイトルを注記する。(13.1.1.1C 別法参照)

英語のタイトル： Medical libraries

オ) 並列タイトルをタイトルと責任表示に関する事項として記録しない場合、これを注記する。(13.1.3.2 別法参照)

並列タイトル： Steuerrechtswissenschaft

カ) 逐次刊行物では、本タイトルに軽微な変化が生じた場合、説明する必要があるときは変化後のタイトルを注記する。(13.0.2.1A, 13.1.1.3, 13.1.5.3, 13.7.1.1, 13.7.3.1A エ)) 本タイトルの重要な変化により、別の新しい書誌的記録を作成した場合、版および書誌的来歴に関する注記として、変化前後のタイトルに対応する書誌的記録の双方に本タイトルの変化について記録する。(13.7.3.2B 参照)

更新資料では、本タイトルにどのような変化が生じた場合も、新たな書誌的記録は作成しない。従来記録していた本タイトルを変化後のタイトルに改める。説明する必要があるときは変化前のタイトルを注記する。(13.0.2.1A, 13.1.1.3 参照)

キ) その継続資料が他の継続資料の翻訳であり、異なる出版者によって刊行されている場合、もとの継続資料のタイトルおよび標準番号を注記する。

原タイトル： Economic and social survey of Asia and Pacific. . . ISSN
0252-5704

ク) 複製物について、原資料自体を情報源とする場合、複製物のタイトルが原資料のタイトルと異なっているときは、これを注記する。(13.0.3.1A 別法, 13.1.0.3 別法, 13.7.1.1B 別法, 13.7.3.1A オ) 参照)

13.7.3.1A (責任表示に関する注記)

ア) 逐次刊行物において、主筆、同人等、個人編者が標題紙等に表示されている場合、これを注記する。(13.1.5.1A 参照)

主筆： 内村鑑三

イ) 情報源によって責任表示が異なる場合、説明する必要があるときは記録しなかった責任表示とその情報源を注記する。

例の差替え

ウ) 記述対象になく、他の情報源から得た責任表示は注記する。(13.1.5.1C 参照)

エ) 逐次刊行物では、責任表示に軽微な変化が生じた場合、説明する必要があるときは変化後の責任表示を注記する。(13.0.2.1A, 13.1.1.3, 13.1.5.3, 13.7.1.1, 13.7.3.1 カ) 参照)

団体名の変化： 軽金属協会 (1号 - 9号) 軽金属研究会 (10号 - 15巻2号 -) 軽金属学会 (15巻3号 -)

責任表示の重要な変化により、別の新しい書誌的記録を作成した場合、版および書誌的来歴に関する注記として、変化前後の責任表示に対応する書誌的記録の双方に責任表示の変化について記録する。(13.7.3.2B 参照)

更新資料では、責任表示に変化が生じた場合、従来記録していた責任表示を変化後の責任表示に改めた上で、説明する必要があるときは変化前の責任表示を注記する。(13.1.5.3, 13.7.1.1 参照)

オ) 複製物について、原資料自体を情報源とする場合、複製物の責任表示が原資料の責任表示と異なっているときは、これを注記する。(13.0.3.1A 別法, 13.1.0.3 別法, 13.7.1.1B 別法, 13.7.3.1 ク) 参照)

13.7.3.2 (版および書誌的来歴に関する注記)

13.7.3.2A 版に関する注記には次のものがある。

ア)(異版) 同時に刊行された継続資料が、言語、内容において基本の版と異なる場合、説明する必要があるときはそれぞれの版の書誌的記録に、基本の版のタイトルおよび標準番号を注記する。

イ)(変化) 逐次刊行物では、版表示に変化が生じた場合、説明する必要があるときは変化後の版表示を注記する。(13.2.1.3 参照)

更新資料では、版表示に変化が生じた場合、従来記録していた版表示を変化後の版表示に改めた上で、説明する必要があるときは変化前の版表示を注記する。(13.2.1.3 参照)

13.7.3.2B 継続資料は、タイトル変遷について注記する。タイトル変遷に関する注記を行う場合、タイトルが総称的な語のときは、必ず責任表示まで記録する。

逐次刊行物では、本タイトルおよび責任表示に重要な変化が生じた場合、変化前後に対応する書誌的記録の双方に変化前後の本タイトルあるいは責任表示について記録するが、これはタイトル変遷に関する注記である。(13.0.2.1A, 13.1.1.3, 13.1.5.3, 13.7.1.1,

13.7.3.1 カ), 13.7.3.1A エ) 参照)

タイトル変遷に関する注記には次のものがある。

ア)(継続) 逐次刊行物の本タイトルあるいは責任表示に重要な変化が生じた場合や、2以上の継続資料が一つの継続資料に変化しもとのタイトルを保持していない場合、新しく作成した書誌的記録と変化前から存在する書誌的記録の双方に、それぞれ対応するタイトルおよび標準番号を注記する。

逐次刊行物の本タイトルあるいは責任表示に重要な変化が生じたとき

継続前誌： コールタール . ISSN 0368-6914

(変化後に新しく作成した記録に)

継続後誌： アロマティックス . ISSN 0365-6187

(変化前に対応する記録に)

2以上の継続資料が一つの継続資料に変化するとき

継続前誌： 芸苑

継続前誌： めざまし草

(変化後に新しく作成した記録に)

継続後誌： 芸文

(変化前のそれぞれの記録に)

イ)(吸収) 一つの継続資料が一つ以上の他の継続資料を併合し、もとのタイトルを保持している場合、相互の書誌的記録にそれぞれ対応するタイトルおよび標準番号を注記する。

吸収前誌： 地理

(吸収した側の記録に)

吸収後誌： 地理学評論 . ISSN 0061-7444

(吸収された側の記録に)

ウ)(分離) 一つの継続資料から一つ以上の新タイトルをもつ継続資料が分離した場合、相互の書誌的記録にそれぞれ対応するタイトルおよび標準番号を注記する。

派生前誌： 企業会計 . ISSN 0386-4448

(分離後新しく作成した記録に)

派生後誌： 原価計算

(分離前から存在する記録に)

13.7.3.2B 別法 継続資料のタイトルの変遷について、次の三つの類型にとりまとめる。表現については、定型化せず、その事実を記録する。

ア)(改題) 一つの逐次刊行物のタイトルあるいは責任表示に重要な変化があった場合

「材料試験」の改題

(変化後新しく作成した記録に)

以後「材料」と改題

(変化前に対応する記録に)

イ)(合併)2以上の継続資料が合併し、新タイトルをもつ継続資料となった場合、または一つの継続資料のタイトルを保持している場合

「計測」「自動制御」の合併誌

(変化後新しく作成した記録に)

以後「自動制御」と合併して「計測と制御」と改題

(変化前に対応する記録に)

以後「計測」と合併して「計測と制御」と改題

(変化前に対応する記録に)

85巻972号から「九州鉱山学会誌」「東北鉱山」「北海道鉱山学会誌」を合併

(変化後新しく作成した記録に)

以後「日本鉱業会誌」に合併

(変化前に対応する記録に)

ウ)(分離)一つの継続資料から新タイトルをもつ継続資料が分離した場合

「電気学会雑誌」から分離

(分離後新しく作成した記録に)

92巻1号から「電気学会論文誌・A」「電気学会論文誌・B」「電気学会論文誌・C」を分離 (分離前から存在する記録に)

13.7.3.2C 複製物の場合、複製物自体を情報源とする書誌的事項について、原資料の書誌的事項が複製物のものと異なっているときは、これを注記する。(13.0.3.1A, 13.0.3.1A別法, 13.1.0.3, 13.2.1.1, 13.4.0.3, 13.5.0.3, 13.7.1.1B, 13.7.1.1B別法, 13.8.0.3参照)

原資料の出版事項： 松本 : 月桂社

13.7.3.2D その継続資料が他の継続資料の付録であるときは、本体の継続資料のタイトルと標準番号を注記する。

本体誌： 図書館雑誌 . ISSN 0385-4000

その継続資料が他の継続資料を付録とするときは、それらのタイトルと標準番号を注記する。

付録誌： 放送教育の研究

13.7.3.3 (順序表示に関する注記) 順序表示について説明する必要があるときは、これを注記する。

号外： 昭和32年9月, 昭和47年3月

51巻1・2・3合併 = 通巻408号

13.7.3.3A 複製物に原逐次刊行物とは別の順序表示があるときは、これを注記する。(13.0.3.1A, 13.0.3.1A別法, 13.3.0.3, 13.7.1.1B, 13.7.1.1B別法参照)

複製物の順序表示：

13.7.3.4 (出版・頒布等に関する注記) 出版・頒布等に関する注記は、それぞれ第3～12章の該当箇所に準じて注記する。

逐次刊行物では、出版・頒布地等、出版・頒布者等に変化が生じた場合、説明する必要があるときは変化後の出版・頒布地等、出版・頒布者等を注記する。

更新資料では、出版・頒布地等、出版・頒布者等に変化が生じた場合、従来記録していた出版・頒布地等、出版・頒布者等を変化後の出版・頒布地等、出版・頒布者等に改めた上で、説明する必要があるときは変化前の出版地・頒布地等、出版・頒布者等を注記する。(13.4.1.3, 13.4.2.3, 13.7.1.1 参照)

出版者変更： 向上社 (1号 - 20号) 清明社 (21号 - 53号) 農村文化社 (54号 - 58号)

13.7.3.4A 逐次刊行物の休刊の事実が明らかなきときは、これを注記する。

休刊： 1932 - 1945

13.7.3.5 (形態に関する注記)

ア) 印刷形態以外の継続資料の場合、形態的細目について説明する必要があるときは注記する。(13.5.2 参照)

イ) 付属資料については、2.7.3.5 エ) に準じて注記する。

13.7.3.6 (シリーズに関する注記) 2.7.3.6 に準じて注記する。

13.7.3.7 (内容に関する注記) 記述対象の内容について説明する必要があるときは、これを注記する。

ア) 内容細目

イ) 目次・索引

逐次刊行物の目次・索引に関する注記として、目次あるいは索引が当該逐次刊行物に掲載されている場合、目次・索引の種類、収録されている期間の順序表示、収録している号の順序表示などを記録する。

総目次・総索引あり

総目次： 21巻3号, 34巻3号に収録

10巻1号から29巻4号までの総索引： 30巻1号

総索引： 各巻最終号の付属資料

目次あるいは索引が当該逐次刊行物とは別に刊行されている場合、目次・索引の種類、収録されている期間の順序表示、収録している資料のタイトル、出版事項などを記録する。

総目次・総索引： 「経済学論集. 1号」に収録

1巻1号から3巻4号までの総目次： 内務時報. 大空社, 1992

更新資料については、説明する必要があるときは、注記する。

索引あり

ウ) 要旨等

エ) 対象者

13.7.3.8(標準番号に関する注記) 標準番号について説明する必要があるときは注記する。

13.7.3.8A 複製物について、原資料自体を情報源とする場合、複製物の標準番号が原資料と異なっているときは、これを注記する。(13.0.3.1A 別法, 13.7.1.1B 別法, 13.8.0.3 別法参照)

13.8 標準番号, 入手条件に関する事項

13.8.0 通則

13.8.0.0 (記述の意義) 記述対象の特定用に、また出版情報や全国書誌情報の検索用に、ISSN, ISBN などの国際標準番号、もしくはこれに代わる番号を記録する。

13.8.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録の順序は次のとおりとする。

ア) 標準番号

イ) キイ・タイトル(任意規定による事項)

ウ) 入手条件・定価(任意規定による事項)

13.8.0.2 (区切り記号法)

ア) 標準番号, 入手条件に関する事項の前には、ピリオド, スペース, ダッシュ, スペース()を置くか、または改行して区切り記号を用いない。

イ) この事項を繰り返す場合、それぞれ、ピリオド, スペース, ダッシュ, スペース()を前に置く。

ウ) キイ・タイトルの前には、スペース, 等号, スペース(=)を置く。

エ) 入手条件の前には、スペース, コロン, スペース(:)を置く。

オ) 標準番号または入手条件に対する付帯条件, 付加的説明は丸がっこに入れる。丸がっこの前にスペース(())を置く。

標準番号 = キイ・タイトル : 定価 (付加的説明)

13.8.0.3 (複製物) 複製物の場合、原資料ではなく複製物自体の標準番号を記録する。原資料の標準番号は注記する。(13.0.3.1A, 13.7.1.1B, 13.7.3.2C 参照)

13.8.0.3 別法 複製物の場合、原資料の標準番号を記録する。複製物の標準番号は注記する。(13.0.3.1A 別法, 13.7.1.1B 別法, 13.7.3.8A 参照)

13.8.1 標準番号

13.8.1.1 (標準番号とするものの範囲) ISSN, ISBN などの国際標準番号およびこれに代わる番号。

13.8.1.2 (記録の方法) ISSN, ISBN などの名称のあとに、記述対象に表示されている標準番号を記録する。ISSN については、最初に「ISSN」と記録し、続けて8桁の数字を、4桁目と5桁目の数字の間にハイフン(-)を入れて記録する。

ISSN 0027-9153

13.8.1.2 任意規定1 不正確な番号が記述対象に表示されていても、正しい番号が判明すればこれを記録し、不正確な番号は、「[エラーコード]」と冒頭に補記して記録する。

13.8.1.2 任意規定2 標準番号のあとに装丁等を丸がっこに入れ、略語化できるときは略語形で簡潔に記録する。

13.8.2 キイ・タイトル（任意規定）

13.8.2.1（キイ・タイトルとするものの範囲）ISSN ネットワークによってそれぞれの継続資料の個別化用に付与されたもの。ISSN と不可分の関係にある。本タイトルと一致することもあるが、固有の名称とするため、識別・限定要素が付加されていることもある。

13.8.2.2（記録の方法）継続資料の本タイトルと同一であっても、キイ・タイトルとして記録することができる。キイ・タイトルは、ISSN のあとに続けてスペース、等号、スペース（ = ）で結んで記録する。

13.8.3 入手条件・定価（任意規定）

13.8.3.1（記録するものの範囲）記述対象に表示されているままの定価および（または）その記述対象の入手可能性を示す語句もしくは数字による表現。

13.8.3.2（記録の方法）入手条件を示し、販売するものは定価を記録する。定価は標準番号（もしくはキイ・タイトル）に続けて、表示のままに、通貨の略語を付して記録する。付加的説明は丸がっこに入れる。

13.10 所蔵・更新事項

13.10.0 通則

13.10.0.0（記録の目的）所蔵している逐次刊行物の順序表示やその他、各図書館等の個別の情報を明らかにする。また、更新資料については、各図書館等の更新状況について明らかにする。

13.10.1 所蔵事項

逐次刊行物の各図書館等における所蔵に関する事項を記録する。

13.10.1.0（所蔵事項とするものの範囲）記録すべき所蔵事項と、その記録の順序は次のとおりとする。

ア）所蔵順序表示

所蔵している号の順序表示を所蔵順序表示として記録する。

イ）合綴製本の数量（任意規定による事項）

ウ）保存期間（任意規定による事項）

13.10.1.1 所蔵順序表示

所蔵順序表示の記録は、順序表示に関する事項の記録の方法による。

13.10.1.1A 別法 所蔵順序表示の巻次等をまとめて記録し、号等の所蔵については、欠けたものを記録する。

13.10.1.1B 所蔵順序表示に受入継続を表す記号を付することができる。

13.10.1.2 合綴製本の数量（任意規定）

必要に応じて、合綴製本の数量を、順序表示と対比させて記録する。

13.10.1.3 保存期間（任意規定）

保存期間は、保存年月を記録する。

13.10.2 更新事項

更新資料の各図書館等における更新状況について記録する。

13.10.2.0（更新事項とするものの範囲）記録すべき更新事項と、その記録の順序は次のとおりとする。

ア）加除式資料の更新状態（任意規定による事項）

イ）ウェブサイト、データベース等の更新状況（任意規定による事項）

ウ）その他の更新事項（任意規定による事項）

13.10.2.1 加除式資料の更新状態（任意規定）

加除式資料については、各図書館において更新された最新の状況について記録する。

13.10.2.2 ウェブサイト、データベース等の更新状況（任意規定）

ウェブサイトやデータベース等の各図書館等において利用可能な最新の状況について記録する。

13.10.2.3 その他の更新事項（任意規定）

各図書館において必要と判断する更新資料の更新に関する状況を記録する。

第13章以外に関連する変更

第13章以外に出現する次の語句は変更する。

逐次刊行書誌単位 継続刊行書誌単位 (0.8.2ア)(2), 1.0.2.4 など)

逐次刊行レベル 継続刊行レベル (1.0.2.2 など)

逐次刊行物 継続資料 (1.0.2.1 など)

(ただし、単行資料と並列の関係として扱われているのではなく、逐次刊行物自体を扱った条項では、そのままとし変更しない。)

第13章以外に出現する次の語句を含む条項は削除する。

加除式 (2.5.1.2D, 5.5.1.2F など)

付録 用語解説

記述の基盤（継続資料） 書誌記述を作成する場合，そのよりどころとなる巻号。逐次刊行物では，通常，初号（本タイトルあるいは責任表示の重要な変化により新しい書誌的記録を作成した場合，変化後の最初の号），あるいは入手できた最初の号とする。なお，終刊したものを記述する場合，順序表示，形態に関する事項等を，終号または全体の巻号から補完する。更新資料では，出版開始年を除き，最新号とする。

継続刊行書誌単位（継続刊行単位） 継続刊行レベルの書誌単位で，継続資料の本タイトルから始まる一連の書誌的事項の集合。

継続資料 完結を予定せずに継続して刊行される資料。逐次刊行物と完結を予定しない更新資料とがある。

更新資料 更新により内容に追加，変更はあっても，一つの刊行物としてのまとまりが維持されている資料。完結を予定するものと予定しないものがあり，完結を予定しないものは継続資料に属する。加除式資料，ウェブサイト，データベースなどがある。

順序表示 逐次刊行物の巻次，年月次。年月次がない場合は出版年，頒布年等を記録。巻次，年月次がともない場合，出版年・頒布年等で替える。初号と終号について記録する。

書誌単位 同一の書誌レベルに属する，固有のタイトルから始まる一連の書誌的事項の集合。書誌的記録は一つまたは複数の書誌単位からなる。基礎（単行，継続刊行），集合，構成の3種がある。

逐次刊行書誌単位（逐次刊行単位） **継続刊行書誌単位（継続刊行単位）**

逐次刊行物 完結を予定せず，同一のタイトルのもとに，一般に巻次・年月次を追って，個々の部分（巻号）が継続して刊行される資料。雑誌，新聞，年報，年鑑，団体の紀要，会報，モノグラフ・シリーズ，電子ジャーナルなどがある。